

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによつて、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間

2. 内容

目標1：「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」について推奨し、育児・介護休業法に基づく育児休業、時間外労働の免除や制限、産前産後休業などの周知をし、制度を利用しやすいうように周知をする。

(対策)

- 令和3年12月～ 社員の実態調査
- 令和3年12月～ 制度の導入、管理職を含め社員への周知徹底

目標2：男性の子育て目的の休暇の取得促進

(対策)

- 令和3年12月～ 社員の実態調査
- 令和3年12月～ 制度の導入、管理職を含め社員への周知徹底